

を目的とした寄付等に役立っている。寄付先や使途は、社員からの申請を受け、代表で構成される運営委員会で決定され、寄付先には花王がマッチングギフトを行っている。

また、愛媛県においても、地元の愛媛銀行が平成19年7月に「ひめぎんCSR倶楽部」を設立し「ひめぎん愛・愛ギフト」という名称でマッチングギフトを始めている。これは、目的に賛同した銀行役員・行員・嘱託から、毎月50円の寄付金を集め、その合計金額と同額を愛媛銀行も拠出して、愛媛県内の環境・福祉・教育及び文化・スポーツ活動に対して寄付を行ない、愛媛県内の環境改善、福祉の向上、教育・文化・スポーツのレベルアップに寄与することを目的とするものである。

日本の自治体で取り組まれているマッチングギフトは、個人が主体的なアメリカの制度よりも、日本企業でのグ

ループ主体の制度に影響を受けていると思われる。しかし、自治体によるマッチングギフト制度では、市民活動団体等への支援が補助金の形で行われるパターンが多く、その場合使途の制限や精算報告を伴うため、本来の「ギフト」(＝寄付)とは、意味合いが異なっているものと捉えられよう。

自治体によるマッチングギフト制度の導入は、住民からの寄付の多寡によって事業規模が変動するという視点を取り入れたという点が、革新的であると考えられる。

4. 寄付による投票条例

マッチングギフト方式を別の視点で捉えると、事業規模の決定権を住民(寄付者)に委ねる仕組みとも言えるが、さらに、事業の実施自体を寄付者に選択させる制度の導入が進みつつある。「寄付による投票条例」である。

条例の普及を目指す寄付市場協会株式会社によると、寄付による投票条例とは、「自治体が提示したまちづくりのための複数の政策メニューに対して、市民が自らの望む政策メニューに寄付することで、政策の実現を図る仕組みのこと」とされている。また、構成要件として、「目的で様々な政策メニューが設定できるように『地方自治の発展』や『まちづくりの推進』などを謳っている上で、複数の政策メニューを提示し、寄付者が選択できるようになっていること」を挙げている。

同社ホームページによると、寄付による投票条例の制定状況は、図表7のとおりとなっている。

図表7 寄付による投票条例の制定状況

	市町村	条 例 名	施行日
1	長野県 泰阜村	ふるさと思いやり基金条例	H16. 6. 23
2	北海道 ニセコ町	ふるさとづくり寄付条例	H16. 9. 17
3	岡山県 新庄村	協働のふる里づくり基金条例	H16. 12. 20
4	秋田県 小坂町	未来創生基金条例	H17. 3. 18
5	北海道 松前町	さくらと城のふるさとづくり基金条例	H17. 4. 1
6	北海道 沼田町	ふるさとづくり寄付条例	H17. 4. 1

図表6 マッチングギフト制度の導入状況

	自治体	基金等の名称	導入時期
1	宮城県 宮崎市	宮崎市市民活動支援基金	平成13年
2	大阪府 池田市	池田市公益活動促進基金	平成13年
3	千葉県 浦安市	浦安市市民活動基金	平成14年
4	栃木県 宇都宮市	宇都宮市市民活動助成基金	平成14年
5	愛知県 犬山市	犬山市市民活動支援基金	平成15年
6	神奈川県 大和市	大和市新しい公共を創造する市民活動推進基金	平成16年
7	大阪府 大阪狭山市	市民公益活動促進基金	平成16年
8	埼玉県 北本市	高尾宮岡ふるさとのみどりのトラスト基金	平成16年
9	神奈川県 茅ヶ崎市	茅ヶ崎市市民活動推進基金(市民活動げんき基金)	平成17年
10	愛媛県 松山市	松山市市民活動推進基金	平成17年
11	長崎県 佐世保市	市民公益活動団体自立化支援基金	平成19年
12	愛知県 豊橋市	豊橋市市民協働推進基金	平成19年
13	千葉県 松戸市	松戸市協働のまちづくり基金	平成19年

※ 自治体HPなどから、マッチングギフトを明示しているものを整理

※ 既存基金に後で導入した場合はマッチングギフトの導入時期を記載